○旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)(抄)○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄) ― **公職選挙法施行令の一部を改正する政令 参照条文**

〇公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄

(在外選挙人名簿)

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、 選挙人名簿のほ か、 在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

- 在外選挙人名簿は、 永久に据え置くものとし、 かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。
- 3 を行うことをいう。 四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転 市町村の選挙管理委員会は、 以下同じ。)を行うものとする。 第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、 (選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿 及び同条第 登
- 4 在外選挙人名簿は、 政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

5

- 項又は当該事項を記載した書類。 人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、 いることができる。 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本 第二百五十五条の四第一項第一号及び第二百七十条第一項第三号において同じ。)を用 当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事 (前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙
- 6 在外選挙人名簿の調製については、 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、 適用しな

(在外選挙人名簿の被登録資格等)

第三十条の四 の長又はその事務を代理する者を含む。 か 区 八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項及び次条において同じ。)で、同条第一項の規定による申請 簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民 |域として総務 在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官 在外選挙人名簿の登録 省令 外務省令で定める区域をいう。 (在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下同じ。) は、 以下同じ。)の管轄区域 (第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正 同項及び同条第三項第二号において同じ。)内に引き続き三 (在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄 (領事官の職務を行う大使館若しくは公使館 在外 説がされ、 法第二十 選 笛 月以

上住所を有するものについて行う。

2 地 の市 在 外選 町 村の 挙人名簿 選挙人名簿に登録されている者のうち、 の登録 の移転は、 在外選挙 人名簿に登録されていない年齢満 次条第四項の規定による申請がされ 十八年以上の カュ つ、 日本国民で最終住 国外に住所を有するも 所 \mathcal{O} 所 在

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

に

ついて行う。

第三十条の五 轄区域内に住所を有するものは、 \mathcal{O} \mathcal{O} 者が、 市 町 村 \mathcal{O} いずれの 選挙管理 年齢満十八年以 市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、 一委員 会 に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。 上の日本国民で、 政令で定めるところにより、 在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領 文書で、 最終住所の 所 在 申 地 請 の市 0) 時に 町 村 の選挙管理委員 お けるその者 事 0 官 本 籍 0) (そ 地 管

- 2 を管轄する領事官 る地域にあつては、 前項の規定による申請は、 (当該 総務省令・外務省令で定める者。以下この章において同じ。)を経由してしなければならない 領事官を経 政令で定めるところにより、 .由して当該申請をすることが著しく困難である地域として総務省令・ 在外選挙人名簿に関する事務について当該申請をする者 外務省令で定 0 住 所
- 3 資格 に 当該申請をした者の最終住所の所在地の ければならない。 日以後速やかに、 .も記録されたことがない者である場合には、 前項の場合にお (次条第一 項及び第三十条の十三第二項において 第 1 て、 項の規定による申請書にその申請をした者に係る前条第一項に定める在外選挙人名簿に登録される 領事官は、 政令で定めるところにより、 市町村の選挙管理委員会 申請の時におけるその者の本籍地の市町 「在外選挙人名簿の被登録資格」という。)に関する意見を付 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 (当該申請をした者が、 |村の選挙管理委員会| いずれの市町村の住民基本台帳 当該各号に定め に送付し て、
- 次号に掲げる場合以外の場合 当該申請の時の属する日
- から三箇 当該申請の 月を経過 時 していない場合 0 属する日が当該申請書に当該 当 一該記載された日から三箇月を経過し 領事官の管轄区域内に住所を有することとなつた日として記載さ た日 ñ
- 該 7 市 国 年齢満十八年以 町 村 外転出届」 の選挙人名簿に登録されていない者で、 という。) 上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届出 がされた者のうち、 当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの 当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、 (以下この項 にお 当 (当

町村の 書 で、 選挙 市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。 ·人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。) は、 政令で定めるところにより、 同 日までに、 文

- 5 当該申請をした者 る意見を求めなけ 市 町 村の 選挙管理委員会は、 れば (当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。 ならない。 前 項の規定による申請 があつた場合には、 次項において同じ。)の国外における住所に関す 政令で定めるところにより、 外務大臣に . 対
- 6 政令で定めるところにより、 外務大臣は、前項の規定により第四項の規定による申請をした者の国外における住所に関する意見を求められたときは、 市町村の選挙管理委員会に対し、 当該申請をした者の国外における住所に関する意見を述べ

(在外選挙人名簿の登録等)

ければならない。

2

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、 前条第一 項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿 \mathcal{O}

被登録資格を有する者である場合には、 市町村の選挙管理委員会は、 前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定め 遅滞なく、 当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならな る

う。) 在外選挙人名簿 を有する者である場合には、 への 登録の移転をされる資格 遅滞なく、 (第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」とい 当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなけ

- らない。
- 3 おいては、 市町村 0 前二項の規定にかかわらず、 選挙管理委員会は、 衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録 日 の移転を行わな か とら選挙 Ò 期 日 「まで 0 期間 に
- 4 申請 \mathcal{O} 証明書 市町村の選挙管理委員会は、 書を送付した領事官を経由 (以 下 「在外選挙人証」という。)を交付しなければならない。 第一項の規定による登録をしたときは、 して、 同項の規定による申請をした者に、 前条第三項の規定により同条第一 在外選挙人名簿に登録されている者であること 項の規定による
- 挙 る事務について前条第四項の規定による申請をした者の住所を管轄する領事官を経由して、 人証を交付しなけ 市 町 対の選挙管理委員会は、 'n ば ならない。 第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転をしたときは、 当該申請をした者に、 在外選挙人名簿に関 在外選

5

(在外選挙人証交付記録簿の閲覧)

第三十条の十四 選挙人に、その確認に必要な限度において、 おいて「在外選挙人証交付記録簿」という。)を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、 該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書 当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当 領事官は、 特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために、 在外選挙人証交付記録簿を閲覧させなければならない。 当該申出をした (以下この条に 選挙人から、

- 2 かに 前項の申出は、 してしなけ ればならない。 総務省令で定めるところにより、当該申出をする者の氏名及び住所その他総務省令で定める事 項 べを明ら
- 3 おいて る相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。 第一項の規定にかかわらず、領事官は、同項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧により知り得た事項 「閲覧事項」という。) を不当な目的に利用されるおそれがあることその他第一 項の申出に係る閲覧を拒 むに足り (次項に
- 4 ならない。 が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をする目的以外の目的のために利用 第一項の規定により在外選挙人証交付記録簿を閲覧した者は、 本人の事前の同 意を得ないで、 又は第三者に提供しては 当該閲覧事 項を特 定 0
- 領事官は、 第一 項の規定により閲覧させる場合を除いては、 在外選挙人証交付記録簿を閲覧させてはならない

5

〇旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)(**抄**)

(有効期間内の申請等)

第十一条 は第四条の規定により旅券の発給を申請し、又は請求することができる。 該当する場合には、第四条の二本文の規定にかかわらず、当該旅券の有効期間内においても当該旅券を返納の上第三条又 旅券の名義人(公用旅券でその名義人が国内に在るものについては、 各省各庁の長) は、 次の各号のいずれかに

- 一 当該旅券の残存有効期間が一年未満となつたとき。
- 一 当該旅券の査証欄に余白がなくなつたとき。
- 三 旅券を著しく損傷したとき。

その他外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認めるとき。

(外国滞在の届出)

第十六条 域に係る領事館の領事官に届け出なければならない。 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、 外務省令で定めるところにより、 当該地